

広島県訓令第十四号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月一日

地 本  
方 方  
機 機  
關 庁

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第三総務局の部財務部の款税務課の項部長専決事項の欄第五号中「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。